大阪第一検総第　4　号	平成27年1月13日
最高裁判所刑事局長　殿	大阪一検事務局長

第３表　　平成　26　年　　**起訴相当事件等事後措置年報**　　大阪集計　　地裁管内検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する事件の併合	総計
起訴猶予	0	2 (1)	2 (1)							0	0	2 (1)					1 [1]		1 [1]								0		1 [1]			1
嫌疑不十分	3	3	6			2				2	2	4						2	2								0		2			2
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	1	1							0	0	1							0								0		0			0
計	3	6 (1)	9 (1)			2				2	2	7 (1)					1 [1]	2	3 [1]								0		3 [1]			3

備考

・懲役５年６月（未決勾留日数１６０日を算入）

・懲役３年（未決勾留日数２７０日を算入）

（注）　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

（最刑一）

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

大阪　地裁管内
大阪第一　検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する併合事件	総計
起訴猶予	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
計	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第3表　　平成　26　年，

起　訴　相　当　事　件　等　事　後　措　置　年　報

大阪　　地裁管内
大阪第二　検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超える	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に併合する事件の対	総計
起訴猶予	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分	2	1	3			1				1	1	2							0								0		0			0
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
計	2	1	3			1				1	1	2							0								0		0			0

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第３表　　平成　26　年

起　訴　相　当　事　件　等　事　後　措　置　年　報

大阪　　地裁管内
大阪第三　　検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人の併合すべき事件	総計
起訴猶予	0	2 (1)	2 (1)							0	0	2 (1)							0								0		0			0
嫌疑不十分	0	0	0							0	0	0						2	2								0		2			2
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
計	0	2 (1)	2 (1)							0	0	2 (1)						2	2								0		2			2

備考

・懲役５年６月（未決勾留日数１６０日を算入）

・懲役３年（未決勾留日数２７０日を算入）

（注）１　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
２　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

（最刑一）

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

大阪　　地裁管内
大阪第四　　検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告事件の併合	総計
起訴猶予	0	0	0							0	0	0					1 [1]		1 [1]								0		1 [1]			1
嫌疑不十分	1	1	2			1				1	1	1							0								0		0			0
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
計	1	1	2			1				1	1	1					1 [1]		1 [1]								0		1 [1]			1

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

大阪堺　地裁管内　検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁												起訴議決	裁判																		
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員																無罪等	同一被告事件の人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除				
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超える	小計		合計			
起訴猶予	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分	0	1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑なし	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
その他	0	0	0							0	0	0							0								0		0			0
計	0	1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

大阪地裁管内
岸和田検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴離決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超える	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する併合	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他		1	1							0	0	1							0								0		0			0
計		1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考

大阪第一
検察審査会事務局
27.1.-6 受理
第 3 号

岸和田検審第 3 号

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

該当事件なし

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

京都地裁管内
検察審査会（集計表）

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴議決	裁判																		
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告人に対する併合事件	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除				
	旧受	新受	計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予																																
嫌疑不十分																																
嫌疑なし																																
罪とならず																																
その他																																
計																																

備考

（注）　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

（最刑一）

該当事件なし

第3表　平成 26 年

起訴相当事件等事後措置年報

京都地裁管内
京都第一検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超える	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する併合	総計
起訴猶予																																
嫌疑不十分																																
嫌疑なし																																
罪とならず																																
その他																																
計																																

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

該当事件なし

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

京都地裁管内
京都第二検察審査会

処理区分 ＼ 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴議決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件の人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計		合計			
起訴猶予																															
嫌疑不十分																															
嫌疑なし																															
罪とならず																															
その他																															
計																															

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

該当事件なし

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

京都地裁管内
宮津検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴議決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予																															
嫌疑不十分																															
嫌疑なし																															
罪とならず																															
その他																															
計																															

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(殺刑一)

該当事件なし

第3表　　平成　26　年　　起訴相当事件等事後措置年報　　京都地裁管内 舞鶴検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に併合する事件	総計
起訴猶予																																
嫌疑不十分																																
嫌疑なし																																
罪とならず																																
その他																																
計																																

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(最刑一)

検審課印

神戸第一検審 第 8 号	平成27年 1月15日
最高裁判所事務総局 刑事局長殿	神戸第一検察審査会事務局長

第3表　　平成 26 年　　起訴相当事件等事後措置年報

神戸地裁管内
検察審査会集計表

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人の事件に対する併合	総計
起訴猶予		3	3		1					1	1	2							0								0		0			0
嫌疑不十分	1 (1)	7 (2)	8 (3)	4 (2)	1	2 (1)				3 (1)	7 (3)	1		2					2								0		2		2	4
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計	1 (1)	10 (2)	11 (3)	4 (2)	2	2 (1)				4 (1)	8 (3)	3		2					2								0		2		2	4

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

検察審査会 物課印

神戸第一検審 第 7 号	平成27年 1月15日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	神戸第一検察審査会事務局長

第3表　平成 26 年　起訴相当事件等事後措置年報　神戸 神戸第一 地裁管内 検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴職決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人の事件に併合すす	総計
起訴猶予		1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑不十分		1	1			1				1	1	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計		2	2			1				1	1	1							0								0		0			0

備考

(注) 1 職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
2 執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

検察審査会 物課印

神戸第二検審 第 4 号	平成27年 1月 8日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	神戸第二検察審査会事務局長

第3表　平成 26 年　起訴相当事件等事後措置年報　神戸 神戸第二 地裁管内 検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
起訴猶予		2	2		1					1	1	1							0								0		0			0
嫌疑不十分	1 (1)	6 (2)	7 (3)	4 (2)	1	1 (1)				2 (1)	6 (3)	1		2					2								0		2		2	4
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計	1 (1)	8 (2)	9 (3)	4 (2)	2	1 (1)				3 (1)	7 (3)	2		2					2								0		2		2	4

備考

神戸第一 検察審査会事務局 27.1.8 受理 第 22 号

(注) 1 職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
2 執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

局審査会印

伊丹検審 第 4 号	平成27年1月5日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	伊丹検察審査会事務局長

神戸地裁管内
伊丹検察審査会

第3表　平成 26 年　起訴相当事件等事後措置年報

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する併合事件	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考　該当なし

神戸第一
検察審査会事務局
27.1.-6 受理
第 4 号

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

姫路検審 第4号	平成27年1月7日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	姫路検察審査会事務局長

第3表　平成 26 年　起訴相当事件等事後措置年報

神戸 姫路 地裁管内 検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被疑事件人に対する併合	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考

(注) 1 職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
2 執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

審査会印

神戸第一 検察審査会事務局 27.1.-8 受理 第16号

検察審査会局印

豊岡検審 第 3 号	平成27年1月5日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	豊岡検察審査会事務局長

第3表　　平成 26 年　　起訴相当事件等事後措置年報

神戸 地裁管内
豊岡 検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する事件の併合	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考

神戸第一
検察審査会事務局
27.1.-6 受理
第 9 号

(注) 1 職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
2 執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

奈良検審　第 8 号	平成27年1月15日
最高裁刑事局長　殿	奈良検察審査会

第3表　　平成　26 年　　起訴相当事件等事後措置年報　（集計表）　　奈良地裁管内 検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分		1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計		1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考

（注）　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に〔〕を付し，内数として計上する。

（最刑一）

奈良検審　第 5 号	平成27年1月7日
最高裁刑事局長　殿	奈良検察審査会

第3表　　平成　26 年

起訴相当事件等事後措置年報

奈良地裁管内
奈良検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁												起訴議決	裁判																		
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除				
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分		1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計		1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考	

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に〔〕を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

奈良地裁管内
葛城検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する事件併合	総計
起訴猶予			0	該当事項なし						0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

平成27年1月14日	第 7 号
最高裁判所 事務総局刑事局長 殿	大津検察審査会

第3表　　平成　26 年

起訴相当事件等事後措置年報

大津地裁管内
検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴議決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予																															
嫌疑不十分	1	1	2			2				2	2																				
嫌疑なし																															
罪とならず																															
その他																															
計	1	1	2			2				2	2																				

備考	

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(裁刑一)

第3表　　平成　26　年

起　訴　相　当　事　件　等　事　後　措　置　年　報

大津地裁管内
大津検察審査会

処理区分 ＼ 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴職決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件の人に併合すする	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予																															
嫌疑不十分	1	1	2			2				2	2																				
嫌疑なし																															
罪とならず																															
その他																															
計	1	1	2			2				2	2																				

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，() を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に [] を付し，内数として計上する。

(最刑一)

平成27年1月6日	第 4 号
最高裁判所 事務総局刑事局長 殿	彦根検察審査会

第3表　　平成　26　年　（該当事項なし）

起訴相当事件等事後措置年報

大津地裁管内
彦根検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁												起訴議決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告人に対する事件の併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考

（注）　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

（最刑一）

平成27年1月7日	第 4 号
最高裁判所 事務総局刑事局長 殿	長浜検察審査会

第3表　　平成 26 年 （該当事項なし）　　起訴相当事件等事後措置年報

大津地裁管内
長浜検察審査会

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁												起訴職決	裁判																		
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員																無罪等	同一被告事件人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除				
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計		合計			
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考	

（注）　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

（最刑一）

第3表　　平成　26　年

起　訴　相　当　事　件　等　事　後　措　置　年　報

和歌山地裁管内
集計表

原不起訴処分の理由による区分 ＼ 処理区分	検察庁												起訴議決	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員															無罪等	同一被告事件の人に対する併合	総計
					不起訴維持									自由刑						罰金								刑の免除			
	旧受	新受	合計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計			六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計		合計			
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分		1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計		1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考	

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(裁刑一)

第3表　　平成　26　年

起訴相当事件等事後措置年報

和歌山地裁管内
和歌山検察審査会

処理区分 / 原不起訴処分の理由による区分	検察庁 受理人員 旧受	新受	合計	処理人員 公訴提起	不起訴維持 起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計	合計	未済人員	起訴議決	裁判 有罪人員 自由刑 六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	罰金 一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるもの	小計	刑の免除	合計	無罪等	同一被告人に対する事件の併合	総計
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分		1	1							0	0	1							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計		1	1							0	0	1							0								0		0			0

備考

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(最刑一)

第3表　　平成　26　年　　起　訴　相　当　事　件　等　事　後　措　置　年　報

和歌山地裁管内
田辺検察審査会

処理区分 ＼ 原不起訴処分の理由による区分	検察庁												起訴猶予	裁判																	
	受理人員			処理人員								未済人員		有罪人員																無罪等	同一被告人に対する事件併合	総計
					不起訴維持						合計			自由刑						罰金								刑の免除	合計			
	旧受	新受	計	公訴提起	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	その他	小計				六月未満	六月以上	一年以上	二年以上	三年以上	小計	一万円以下	五万円以下	十万円以下	十五万円以下	三十万円以下	五十万円以下	五十万円を超えるも	小計					
起訴猶予			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑不十分			0							0	0	0							0								0		0			0
嫌疑なし			0							0	0	0							0								0		0			0
罪とならず			0							0	0	0							0								0		0			0
その他			0							0	0	0							0								0		0			0
計			0							0	0	0							0								0		0			0

備考	

(注)　1　職権審査事件であったものについては，（）を付し，内数として計上する。
　　2　執行猶予の言渡しがあった場合には，有罪人員の該当欄に［］を付し，内数として計上する。

(報刑一)